
○議長（松崎 勲君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

本日が最終日となりますので、よろしくお願ひします。

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成23年第4回長南町議会定例会第3日目を開会します。

本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第1、議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第7号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） ご苦労さまでございます。

それでは、議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第7号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてまでの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回の改正は、軽自動車税についての納期を現行の4月から5月に改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町体育指導委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、親法令の改正に伴い、名称及び字句の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、人件費において、平成23年度千葉県人事委員会勧告による50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた月例給の引き下げ改定に伴い、本町においても給与改定率0.41%の減額補正をお願いするものでございます。

その他の主な補正内容につきましては、総務費では、個人県民税過年度精算金や庁舎の一般修繕料等の費用を、また、震災避難者受入対策費につきましては、事業すべての精算が終了したことによる減額補正を、民生費では、災害時要援護者支え合い事業補助金及び平成22年度後期高齢者療養給付費の精算に伴う費用を、衛生費では、長生郡市広域市町村圏組合保健衛生費負担金を、商工費では、野見金公園イベント用電線引込工事費を、教育費では、小・中学校におけるトイレ、プールなどの修繕費・西小学校遊具撤去工事費及び町野球場バックスクリーンやB&Gプール浄化槽の修繕に係る経費をお願いするものでございます。

歳入につきましては、災害時要援護者支え合い事業の県補助金のほか、前年度からの繰越金を充当して予算

を編成したところでございます。

また、普通交付税が確定され、臨時財政対策債の発行可能額が減額となったため、この臨時財政対策債の減額補正もあわせてお願いするものでございます。

続きまして、議案第4号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、給与条例の改正に伴う給与改定率0.14%の減額補正と、高額な給付の発生により不足する見込みとなりました退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費等の補正、及び平成22年度の精算により超過交付となりました療養給付費等負担金の返還金などの補正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、給与条例の改正により、給与改定率0.33%の減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についても、一般会計と同様に、給与改定率0.35%の減額補正をお願いするものでございますが、霊園会計の歳入においては減額すべき性質のものではないことから、繰越金の決算額を財源とする財政調整基金の積立金をお願いするものでございます。

議案第7号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、支出について、一般職の職員同様に、千葉県人事委員会勧告に準じた企業職給料表の引き下げ改定に伴う給与改定率0.42%の減額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から第7号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、各担当室長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

第83条は、軽自動車税の賦課期日及び納期の規定でございます。そのうちの第2項の納期につきまして、「4月」を「5月」に、月の末日でございます「30日」を「31日」に改めさせていただくものでございます。条文でございますけれども、軽自動車税の納期は現行「4月15日から同月30日までとする」という規定を、「5月15日から同月31日までとする」ということに改正をするものでございます。

今回の改正でございますけれども、軽自動車の関係、3月にというのが廃車や譲渡等の手続が非常に多いわけございまして、その移動通知が4月の課税時期あるいは県外分にあつては日にちがかかるものですから課税後に届くことがございまして非常に煩雑となっておったわけでございますけれども、この煩雑化の解消と誤った課税の防止を図るというものでございます。

附則でございますけれども、この条例は平成24年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上が議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

生涯学習室長、白井和一君。

〔生涯学習室長 白井和一君登壇〕

○生涯学習室長（白井和一君） それでは、議案第2号 長南町体育指導委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

体育指導委員及びスポーツ振興運営委員会設置の根拠となっておりましたスポーツ振興法は、このたびスポーツ基本法に全部改正され、今年6月24日に公布、8月24日に施行されました。このスポーツ基本法は、スポーツ振興法の施策を充実させ、スポーツを通じて豊かな社会生活を営む権利を確立する基本理念を示し、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体等の努力を明らかにし、個々が生涯スポーツに親しむ環境整備を推進することとされており、その推進を担う体育指導委員等の名称及び字句の変更をお願いするものでございます。

それでは、改正する条例のご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第1条、長南町体育指導委員に関する条例の一部を次のように改正する。題名中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めます。

第1条中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めます。

第2条中「振興」を「推進」に改めます。

第2条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1中、別表第2中及び別表第3中の「スポーツ振興運営委員会」を「スポーツ推進審議会」に、「体育指導」を「スポーツ推進」に改めます。

第3条では、長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中の見出し中「運営委員会」を「審議会」に改め、同条中「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に、「スポーツ振興運営委員会」を「スポーツ推進審議会」に改めるものでございます。

また、第5条第1項中「委員会」を「審議会」に改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

〔企画財政室長 荒井清志君登壇〕

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第3号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

補正予算書1ページ目をお開き願います。

平成23年度長南町一般会計補正予算（第4号）です。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億2,605万4,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」に示すとおりでございます。

第2条ですが、地方債の補正ですが、5ページ、第2表に示すとおり、普通交付税が確定し、臨時財政対策債の限度額が2億3,300万円と示されましたので、1,700万円の補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をいたします。

10ページ目をお願いいたします。

今回の補正で、人件費については減額となる部分と増額になる部分がありますが、全体を通しましては46万6,000円の減額となっております。減額となる部分については、11月29日、第4回臨時議会で議決をいただきました千葉県人事委員会勧告による町職員の月例給の引き下げに対応する減額分として、2節給料で27万5,000円、3節職員手当等で85万8,000円、4節共済費で18万9,000円、合計132万2,000円の減額となります。おおむね40歳以上を対象としており、職員全体では48名、この一般会計では41名分という形になります。もう一つ減額になる部分は、ユートピア笠森で実施しました震災避難者の受け入れ対策事業の精算に伴い、宿日直手当を93万5,000円減額しております。一方、増額となる部分については、年度途中の移動に伴う扶養・通勤・住宅・期末手当84万2,000円の増額と、1月1日から新規採用を予定しております保健師1名分の人件費94万9,000円の増額となります。

それでは、項目ごとに説明をいたします。

1款議会費、1目議会費については、人事委員会の勧告による人件費3万4,000円の減額をお願いするものでございます。1名分という形になります。以降2節、3節、4節の人件費については、同じことの繰り返しになりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、5目財産管理費については、町の町旗の購入、庁舎空調施設の修繕や「ゆたか号」の修理等で需用費に不足が生じることから80万円の増額をお願いするものでございます。

8目地域振興費については、公用車1台分の車検に係る経費7万9,000円の増額をお願いするものでございます。

10目諸費については、税の修正申告などによる還付金で80万円、平成21年度の個人県民税の精算金で519万1,000円、合わせて599万1,000円の増額をお願いするものでございます。

12目震災避難者受入対策費については、ユートピア笠森で避難者を受け入れておりましたが、事業のすべての精算が終了したことにより529万8,000円の減額をお願いするものでございます。減額の大きな要因は、光熱水費などの需用費が見込みより大きく減したことによります。

12ページ目をお願いいたします。民生費です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金のところでございます。19節負担金補助及び交付金については、災害時要援護者支え合い事業補助金として129万6,000円の増額をお願いするものでございます。民生委員会に依頼し、災害時に援護が必要な高齢者等の台帳を作成するものでござい

ます。財源としては、全額県の民生費補助となります。

その下の28節繰出金でございます。繰出金については、特別会計へ繰り出す人件費を人事委員会の勧告により減額するもので、国保特別会計、介護保険特別会計、合わせて2万4,000円の減額となります。

続きまして、2目老人福祉費については、長寿祝金の交付事業の終了に伴い、精算として21万2,000円を減額するものでございます。

5目社会福祉施設費については、集会施設整備事業費補助金に不足が生じることから3万円の増額をお願いするものでございます。口呂・中正集会所、長南滝之内青年館に交付するものでございます。

6目後期高齢者医療費については、平成22年度分の精算として療養給付費負担金403万9,000円の増額を、後期高齢者医療広域連合事務費負担金については、平成23年度の事務費の見込み減により139万円の減額をお願いするものでございます。19節の計では264万9,000円の増額となります。

続きまして、13ページをお願いします。

4款衛生費になります。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節の負担金補助及び交付金です。負担金補助及び交付金については、広域市町村圏組合で管理いたします夜間診療所において雨漏りが見つかり、その修繕費の町負担分として20万2,000円の増額をお願いするものでございます。修繕全体では301万8,000円の経費が必要と聞いております。

14ページ目をお願いします。

6款の商工費、2目の観光費です。この観光費については、野見金公園でイベントの開催等に電源が必要になることから、工事請負費33万6,000円の増額をお願いするものでございます。

15ページ目をお願いします。

9款教育費です。1項教育総務費、3目義務教育振興費については、研究指定校事業計画の変更により、教材用備品購入費6万円を講師謝礼の報償費に予算を組み替えるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費の11節需用費については、各小学校においてトイレ、プール等の水漏れ等の修繕費として146万3,000円を、15節工事請負費については、西小学校のアスレチック遊具の老朽化に伴い、解体撤去工事39万8,000円の増額をお願いするものでございます。

3項中学校費、1目の学校管理費については、トイレの排水、防火シャッタードアなどの緊急修繕を行ったため修繕費に不足が生じることから34万7,000円の追加を。

下の2目教育振興費については、パソコン教室のネットワーク機器の修理費に20万円の増額をお願いするものでございます。

16ページをお願いします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費の19節負担金補助及び交付金でございます。児童キャンプの拡大に伴いまして青少年相談員連絡協議会の会計に不足が生じることから8万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、その下の2目公民館費でございますが、2階にあります視聴覚室の壁の修理のため10万9,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費、11節の需用費でございますが、野球場バックスクリーンやB&Gプールの浄化槽の修繕費として60万円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。9ページ目をお願いいたします。

15款県支出金は、地域支え合い体制づくり事業補助金で129万6,000円の増額となります。

21款町債で、臨時財政対策債は1,700万円の減額となりますので、19款繰越金で、前年度からの繰越金2,458万9,000円を増額することで補正予算を編成させていただきました。

なお、人件費の補正については、冒頭に説明させていただきましたが、17ページ以降に明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第3号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第4号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条 歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,674万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,154万7,000円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明をさせていただきますので、7ページをお開きいただきたいと思います。また、財源内訳で歳入もあわせてご説明いたしますので、ちょうど見開きになります上のページの6ページもあわせてご参照いただければと思います。

初めに、1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、一般会計と同様に人件費について1万9,000円の減額をお願いするものでございます。国保会計につきましては、3名の人件費を支弁しておりますうちの1名分でございます。

特定財源のその他は、歳入、9款繰入金、1項2目一般会計繰入金のうちの職員給与費等繰入金でございます。

次に、2項保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費でございますが、高額な給付の発生によりまして給付費が不足する見込みとなりましたので、700万円の増額をお願いするものでございます。

また、4目退職被保険者等療養費につきましては、給付費の増によりまして30万円の増額を、なおまた、2項2目退職被保険者等高額療養費につきましては、療養給付費と同様の内容で230万円の増額をお願いするものでございます。

財源内訳でございますが、特定財源のその他は、歳入、4款の療養給付費等交付金、一般財源は、歳入、10款の繰越金でございます。

次に、11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金でございますが、平成22年度の国庫負担金でございます療養給付費等負担金の精算によりまして、超過交付となりました負担金の返還金といたしまして716万7,000円をお願いするものでございます。

財源は、一般財源で、歳入、10款の繰越金でございます。

8ページからは給与費明細となっておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

以上が議案第4号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

〔保健福祉室長 石橋弘道君登壇〕

○保健福祉室長（石橋弘道君） 議案第5号 平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,891万2,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきますので、7ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。

4款地域支援事業費、2項1目包括的支援事業等費の2節給料で4,000円、3節職員手当等で1万6,000円、4節共済費で3,000円をそれぞれ減額し、歳出合計で2万3,000円の減額をお願いするもので、一般会計同様、給与条例の改正によりまして対象職員1名分の人件費が減になったことによるものでございます。

それでは、財源のほうですけれども、前のページ6ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金で1万円を減額いたしまして、5款県支出金、3項1目地域支援事業交付金で5,000円の減額、そして8款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金で5,000円の減額、9款繰越金で3,000円の減額とさせていただき、歳入合計で2万3,000円の減額をさせていただくものでございます。

8ページ以降につきましては、給与費明細ですので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上が平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

ご審議賜りまして、ご可決をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） 続きまして、議案第6号 平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,238万円とさせていただきます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。補正予算書の7ページをお開きください。

今回お願いする補正の内容でございますが、笠森霊園事業会計におきましても、一般会計と同様に千葉県人事委員会の勧告による50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた月例給の引き下げ改定に伴い、給与改定率0.35%の減額をお願いするものでございますが、歳入におきましては減額すべき性質のものではないこともありまして、また、9月の定例会において昨年度の決算が承認されましたことから、決算の繰越金を財源とする財政調整基金の積み立てをお願いするものでございます。

7ページの歳出のご説明をいたします。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、職員1名分の人件費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の給与改定に伴い2万4,000円の減額をさせていただきます。25節の積立金では財政調整基金に380万4,000円の積み立てをお願いするものでございます。

歳出合計では378万円の増額をお願いするものでございます。

また、この財源についての歳入でございますが、前の6ページをごらんいただきたいと思います。

昨年度の決算額が478万円が承認されましたことから、378万円の繰越金を財源とさせていただきます。

以上、平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただきまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

〔ガス事業室長 岩崎 彰君登壇〕

○ガス事業室長（岩崎 彰君） 議案第7号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正の内容につきましては、一般職の職員同様に千葉県人事委員会勧告に準じた町企業職員の給与に関する規則で規定します給料表の引き下げ改定に伴う人件費関係の減額補正をお願いするものでございます。

平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）は、第1条で次に定めるところによらせていただきます。第2条では、収益的支出の予定額を補正するものでございます。

1 款ガス事業費用の既定額から補正額 9 万 6, 000 円を減額し、5 億 7, 490 万 6, 000 円とさせていただきます。

なお、2 項、3 項の各項目の内容につきましては、次ページの補正予算実施計画で説明させていただきます。

第3条では、職員給与費を改めるものでございます。職員給与費、既定額から 9 万 6, 000 円を減額し、6, 539 万円とさせていただきます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的支出で、1 款ガス事業費用、2 項供給販売費において、給料表の改定による対象者 2 名の給料、手当であります期末勤勉手当、法定福利費の市町村職員共済組合負担金を合わせまして 6 万 1, 000 円の減額を、3 項一般管理費で、対象職員 1 名の同じく給料、手当、法定福利費で 3 万 5, 000 円の減額を、合計で 3 名分 9 万 6, 000 円の減額をお願いするものでございます。給与改定率にいたしますと、マイナス 0. 42% でございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

資金計画でございます。

中ほどの支払資金、1 事業費で、既定額から 9 万 6, 000 円を減額し、4 億 1, 161 万 1, 000 円にさせていただきます。

上段の受入資金から支払資金を差し引いた23年度末の現金預金の予定額を表の右下、1 億 9, 288 万 8, 000 円とさせていただきます。

続いて、4 ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。税抜きで表示しております。

今回の人件費の減額補正に伴いまして、計算書の左側になりますが、3 の売上原価、(2) の供給販売費及び (3) の一般管理費で人件費分の支出が 9 万 6, 000 円の減額となりました。その支出が減ることで、右側になりますが、経常利益がふえることとなります。9 万 6, 000 円の増で経常利益が 84 万 5, 000 円となります。当年度純利益も同額の 84 万 5, 000 円、前年度繰越利益剰余金 4, 824 万 3, 000 円に当年度純利益を加え、当年度未処分利益剰余金 4, 908 万 8, 000 円の見込みとさせていただきます。

続いて、5 ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部で 2 の流動資産、(1) 現金預金が 9 万 6, 000 円増となり、一番下になりますが、資産合計 40 億 9, 306 万 5, 000 円となる見込みとさせていただきます。

続いて、6 ページをお願いいたします。

上段の負債の部では、負債額に変更はございません。

次に、資産の部では、未処分利益剰余金が9万6,000円増となりましたので、下から2行目になりますが、資本合計39億8,188万3,000円、一番下の二重線、負債資本合計は40億9,306万5,000円の見込みとさせていただいたものでございます。

7ページ、8ページは、給与費明細書でございます。

9ページは、予算実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、雑駁な説明でありましたが、平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第7号の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後4時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

（午後 2時48分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時58分）

○議長（松崎 勲君） これから議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 3番、森川です。議長の許可を得まして質問させていただきます。

配られた資料、平成23年第4回長南町議会定例会議案の2ページの上から中段、第83条第2項中「、4月」を「、5月」に「30日」を「31日」にとなっておりますが、これを読んだときに私は非常にわかりづらいと思いました。ただ、このことに関して簡明に記すということがあるんでしょうが、議会のほうにも新旧対照表というようなお話があったときに、やはりあったほうが良いと言いたいと思うんですが、ちょっとわかりづらいなということで、私は、休会を設けてもいただいたこともありまして、インターネットで長南町議会のホームページを見ました。そこには例規集がありまして、アイウエオの税というところを押すとこれが出てきて、この83項を見ると軽自動車の納期は4月15日から4月30日までとすると。このわずかなものを今後は5月15日から31日に1カ月変更するんだと。そのことはこの文章を見たときには全くわからないんですね。ですから、わずか数行だったら、入れていただいたほうが簡明にわかるなど。こういうことを申し上げて、今度は質問をさせていただきます。

1カ月ずれるわけですから、これについて町民にどのように周知をするか。周知しなかった場合に、資金を早目に用意したのに次は1カ月後だったのかとか、そういう問題があると思いますので、町民への周知についてはどう考えているか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、湊 博文君。

○税務住民室長（湊 博文君） 森川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

軽自動車税の納期の変更につきましての周知ということでございますけれども、ホームページに掲載をさせていただきますまして、なおまた長南広報のほうにも数回にわたりまして掲載をさせていただく中で、なるべく混乱のないようにしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） よろしいですか。

○3番（森川剛君） わかりました。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 長南町体育指導委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町体育指導委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 3番、森川です。

一般会計補正予算の5ページ、第2表地方債補正ということで2億5,000万円組んだわけですが、2億3,300万円ということで1,700万円減額されているわけですが、7%程度減っているわけですね。こういう1,700万円減った理由と、1,700万円を受けて7%も減っているけれども、影響がないのかなど。そういうご苦労な点がありましたら、ちょっと聞きたいなと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

2億5,000万円を2億3,300万円に減額する起債の部分は何かと申し上げますと、臨時財政対策債と書いてありますが、臨時財政対策債となります。これはどういうことかといいますと、実は交付税と関連する起債でございまして、本来ですと交付税で措置されるべき部分が、交付税会計が今非常に圧迫していて交付できないということで、国と町で折半してお金を借りて、それを手当てしてくださいよというのが臨時財政対策債というものでございまして、これを借りることによってどういうことになるかという、100%の元利償還金が交付税に反映されるという起債でございまして、したがって、これは荒井企画財政室長のほうから説明があったように、交付税の決定に伴って2億5,000万円は限度額として借りることができる部分でしたけれども、それが2億3,300万円までしか借りられないよという関係での補正でございまして、これにつきましては、起債と言いつつながら一般財源というようなあり方で考えておりますので、全体に及ぼす影響というのは、この部分は交付税がふえていますから、その部分余り影響はしないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 私のほうからわかりやすく言いますと、この臨時財政対策債というのは交付税でいただくべきものなんです。ですけれども、国の財政事情によって交付税が足りないから借金してくれ、返すのは元利は国のほうで見るぞと。だけれども、交付税がふえたために2億5,000万円借りられない。ですから、交付税のほうで1,700万円ふえているというふうに理解してもらって結構ですから。交付税というのは収入と使う金で、その差額が決定なんです。決定したのが余計でしたから。当初計算した段階では2億5,000万円足りませんでしたから、じゃ、借金してくれと言うから借金をした。けれど、交付税がふえたから1,700万円ほど減額すればくつつくということで、交付税が1,700万円ふえたということで考えてください。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） では、確認ですけども、当初は2億5,000万円貸してと言って、2億3,300万円しか借りられなかったけど、それは別の人がお金を貸してくれて、利息も何も払わなくていいよということで、結局は

変わらないということで考えていいわけですね。4%の利息と書いてあるけれども、それも払ってくれるから変わらないということで考えていいんですか。

○町長（藤見昌弘君） はい。

○3番（森川剛典君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 4番、小幡です。

12ページ、民生費、社会福祉費の災害時要援護者支え合い事業補助金のことについてなんですが、75歳以上の人には隣近所あるいは親戚2人、名前を貸してくれというのかな、災害時には助けに来ますよという形で名前を貸すというか、名前を挙げてあるんですよね。その名簿をつくるための補助金だと思うんですけども、それで私も名前を貸してある人があるんですけども、私の場合、名前を貸す人に対して災害時にどういうふうに対応したらいいのかということがわからないので、それについても周知徹底をどのようにしていくのかということについて1点お聞きしたいと思います。

それから、15ページの教育費についてなんですけれども、修繕費ということで大分出ておりますけれども、前に決算のときにもちょっとお伺いしたんですけども、小学校の統合問題がある中でこういう費用はかけるべきかかけないべきかということが問題になると思うんですけども、そのときに今行われている学校規模適正検討委員会での程度話が進んでいるのか、あるいは結論はいつごろ出るのか、それがわからないという修繕費なり何なりをどのように支出すべきかということも検討できないと思うので、今どの程度話が進んでいるのか、今後何年かけてどのような方法で結論を出すのかということがわかればいいので、ぜひ教えていただきたい。

以上2点お願いします。

○議長（松崎 勲君） 1点目、保健福祉室長、石橋弘道君。

○保健福祉室長（石橋弘道君） 小幡議員さんの質問にお答えしたいと思います。

災害時要援護者の調査を今実施しているところです。その要援護者は75歳以上の独居老人と老老世帯を対象に、民生委員さんを通じて、災害のときに援護を必要としますかということでの調査を行っているんですけども、その中で、今、小幡議員さんが名前を貸していただけたというお話ですけども、町から避難指示、避難勧告等を出すような大きな災害があった場合に、ふだんおつき合いをしている独居・老老世帯の人に対して避難の援護をしてやったりということができる人を欄に書いていただくつもりでお願いしてあるんですけども、実際そういう支援する人がいない人がほとんどなんです。そういう場合に近所のつき合いがなくて町にお願いしたいということですけども、実際は町も大きい災害があったときには町の職員が全町村そういう方を面倒見られないから、区の区長さん、あるいは自主防災組織、消防団にその台帳をお渡しして支援をしていただければということで、それについてはまだ台帳整備のほうが先で、その支援を具体的にどういうふうにするか周知方法についてはまだこれからの仕事というふうに考えております。今年じゅうに調査がまとまりますので、その後、消防団、自主防災組織、区長さん等に支援についてのお願いはしたいと考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2点目、教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） それでは、小幡議員さんの質問にお答えします。

今回の修繕の金額ですけれども、これは豊栄小学校のプールの給水管の入れかえ工事や長南小学校、長南東小学校の明かり取りの転落防止ネット等緊急を要するものの修繕でございますので、それでご理解いただきたいと思います。

それから、学校規模適正検討委員会の件ですけれども、昨年度発足しまして、現在までに4回検討会を開いてまいりました。その内容は、今、長南町で行っております連携事業を見ていただいたり、あるいは前回は大多喜町の老川小学校の複式学級を見学して、委員の皆さんにいろいろご意見をいただいたりというふうなことを重ねてきました。それを踏まえまして、年明けて1月19日、最後、第5回目の検討委員会で提言を出していただきたいと考えております。提言がどういう内容かわかりませんが、その提言の内容をもとに今後のあり方をまた検討していくということになるかと思っておりますので、現段階ではこれしか申し上げられませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 第1点目のことについては、名簿を整えてからということだということですので、整え次第、具体的に言うと私はどうすればいいのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

あと、学校規模適正検討委員会で1月にある程度答申が出て、その後どうするのかということが今の話ではわからなかったもので、その後、その提言をもとにだれがどのような形で結論を出すのかということまでわかりましたら、教えていただきたいと思うんです。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 実は、私としては、町民の方々から少子化に伴う児童数の減少によって近い将来統合だとかいろいろ出ているけれどもというような話がありましたので、急いで検討するよにということ、去年だったと思うんですが、教育委員会のほうへお願いしましたら早速つくってくださいまして、検討委員会を今まで4回開いたと。それで、5回目を来年のお正月早々やると。年度末までには私のほうへ、こういう形でという提言が参ると思っております。その提言に基づいて各方面とご相談をし、また、私なりに理解をして、将来どういうふうにするということができるだけ早く示したいと思っております。例えば複式学級で――出生数が出ていますから6年ぐらい先のことはわかるんです。それ以後はまたその後だというような結論にまとめた場合はそういうふうになる可能性が非常に強いんですけれども、いずれにしても、こうなったら統合するというのは、その時点でも、確か7人、7人ですから2クラス足して13人ぐらいであれば非常に問題がございますので、統合という言葉も出して町民に理解をいただくようなスタイルをとっていきたい。これはあくまでも私がこういうふうということであることをことだというふうには認識はしております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） 2番、鈴木です。

10ページの2款総務費、12目震災避難者受入対策費についてお伺いいたします。

長南町は東日本大震災の被災者を受け入れました。初めての被災者受け入れということで、役場の職員の皆様はいろいろとご苦労されたことと思います。心から感謝と敬意を表させていただきます。

このような大規模自然災害が二度と起こらないことを願いますけれども、災害はいつ襲ってくるかわかりませんので、この初めての避難者受け入れの経験を生かすために町として総括をされたのかどうか。もし総括をされているのであれば、その内容を簡単にご説明いただきたいと思います。そして、総括をされていないということであれば、今後総括をしていただいて、書面で後世に残していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 鈴木議員さんのおっしゃる総括とは、今回の3月11日から始まって経過もあったでしょうし、町が取り組んだ結果、おしまいがこうであった、じゃ、災害時には今後こうすべきだというような、総括というのはあったことをまとめるということだとは思いますが、将来こういうふうにということでしたら、実を言って、いつ何人来たとかというものは今も記録に残っていますけれども、今後はどういうふうにするんだということまでは正直言って検討はされていないというのが実態でございます。今おっしゃられたようなことを一つのものとして位置づけておくのか、あるいは全体の防災計画の中に今回のことを教訓にして、こうあるべきだというふうにしていくのか、これはまた総体の中でやるべきことでもあろうかと思うんです。ですから、正直言って総体的には見直し作業はまだやっておりませんので、できることなら総体の見直しの中で今回の経験を生かしてやっていきたいと考えております。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤でございます。

今の鈴木議員と同じ項目になってしまうんですが、13節の委託料で29万2,000円の減額ということでございます。避難者受け入れ施設の整備の委託ということでありますが、委託の内容と委託先がわかれば、お教え願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、加藤議員さんの質問にお答えいたします。

委託内容とその業者がわかればというようなご質問だったかと思います。大きく分けて3つの委託になっております。ユートピア笠森は閉館しておりましたので、それを再開するに当たってかかった委託料というふうにご検討いただければよろしいかと思います。それで、1つが消防用設備・保守点検業務で、これは防災技術センターにお願いをしております。もう一つ、浄化槽を再開させるに当たりまして、汚水処理施設維持管理業務委託ということでナンソーテックという形になります。あと、エレベーターも動かすようになりまして、これに係る保守点検業務で三菱電気ビルテクノサービスに委託しております。もう一つ、電源工事としまして、閉館に当たり電源を非常に小さくしてあったのを大きく使えるような形で電気工事、電気保安管理ということで委託をしております、その委託先につきましては吉良電気管理事務所という形になります。

以上です。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 7番、加藤です。

平成22年度の決算で財政調整のほうが約7,000万円ぐらいでありまして、今回また繰り入れるということで、町長はこの基金はどのくらいを上限として積んでいこうと思っているのか、もし考えがあればお聞かせください。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 基金にもいろいろございます。一般会計の基金あるいは特別会計でもいろいろございます。この笠森霊園については霊園の特別会計でございまして、すべてが霊園の収入・支出で執行されているわけでございます。そういったことで、本来からすれば管理料から経費を引いて——償還金はどうもなくなっているな。借金はない。いずれにしても、かかった経費を全部積んでいるわけでございます。それで、じゃ幾らまで積むんだということですが、この前、中学校を建てるとき、基金を10億円つくって学校の整備をするんだというとき、たまたま合併が目前でございましたので、ちょっと話がそれますけれども、合併した場合、このような霊園が一宮町と私のほうでやっけていまして、概数でございすけれども、一宮町が基数にして大体230ぐらいだと記憶していますが、うちが9,200ぐらいございますから、相当な差があるわけです。それで一つになつてしまうと、うちはあのとき5億円ぐらい基金があったと思いますけれども、中学校のほうでするとき、じゃ、中学校の建設基金に持っていこうということで議会と話し合っけて持っていって、霊園の基金を中学校のほうへ使った経緯もございすけれども、本来からすればやっぱり笠森霊園で使うべきものでございす。そうかといって、資金がいっぱいたまってきたから使用料を下げるとかそういったことは私としては検討したくない。今の管理料もそう高いものでないというふうには私は考えています。これはよそと比べて高いものでないから、今の使用料にしてもそういうふうにして、膨大な残が出た場合は、またそのときそのときで議会とよく

協議しなから、ご相談しながら用途については方向づけしていくのがいいのではないかと。

ただ、いつどんな災害がやってくるかわかりませんので、本来の姿としては、あれだけの基数ですと、1億円あるいは2億円ぐらいの基金があつてするのが安心な運営ではないかと個人的には考えております。

以上です。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 3番、森川です。

ガス事業の改定については、補正も行って順調なように考えております。収益も84万5,000円と収支ととんで非常にすばらしい結果だと思います。そういうことを踏まえて電力の削減、夏には15%出ましたが、今度は冬場になりますとやはり電気を多少でも節約しようという傾向にございます。そういう中で、じゃ、電気で暖房はとらないけども、ガスをどんどん使おうかというような話になる場合もあるかと。そうした場合に、たくさん使っていけば経常利益もふえるでしょうが、二酸化炭素も出るというような問題もございますので、町として運営方針、町民に好き放題使ってくれという方針なのか、ある程度その辺は節約で考えていただきたいと。電力は長南町はマルだったけど、ガスがいっぱい使ってしまったと後で批判を食うようなことがないとも限らないんで、その辺について、今後、運営方針等がございましたら、お聞きしたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 私のほうからお答えしますが、まず、当面の電気あるいはガスの関係でお答えするならば、今、森川議員おっしゃるように、暖をとる関係では器具さえかえればガスでも電気よりもいい面もあるし、十分なんです。そういうことで電気の節電だから、じゃ、みんな器具をそういうふうにとんどんガ

スを使ってというふうなことでいうと、もちろん温暖化の問題といったことがございますので、ガスを電気にかわって熱量ということで使いなさいということは町としては余りお願いはしたくないのが実情でございます。

それで、運営状況も多少の余剰金を見るところで言われたんですが、今、ガスが全体では一般家庭は減っています。やや落ちています。今の経済状態もあると思いますが、ガスも水道も皆さんが節約ということも非常に心がけているのではないかと思います。そういったことで工業用、大口用は2つしかないからあれですけども、工業団地のラーメン屋さんと、今度佐久間さんが使うようになった場合に特別なんですが、睦沢町さんあるいは長南町で1年使う分を1つの企業で使うようなんですから、その辺も私としてはこれ以上ふやしたくない。今後これ以上ふやす場合には、今までもそうなんですが、関東天然ガスと合同資源に対して対応できるかどうかいろんな面で協議をする中で、ガス使用を今のところ大口なんかやっていますので、ですから、できることなら、こういった安定した経営であるならば、町民が一般的な生活の中で良とするような使い方をお願いして、無理にガスを云々というようなことは、いろんな環境問題もありますし、そう余分にあるよというものではないというのが実態でございますので。

ただ、私としては、ガス灯というのがあるんだから、電気にかわるものを何とかガスで考えようということを担当のほうには節電が騒がれてから言ったこともあるんですが、まだそういった具体的な検討はいたしておりませんが、ガスをこの状態でもっと使ってもらえるような考え方は、余りお勧めするような考え方は持っておりませんので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは確認ですが、特にガスの使用について制限とか、あるいは電力制限とあわせてガスをこうやって使うと効果的ですよという奨励も特にはとらないという話でよろしいですかね。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） こういうふうにするというふうなことについてはまだまだ不十分な点があれば、もちろんいろんな方々のご意見を聞く中で事業者として当然やるべきだと思いますが、今、私としてそういったものがあるという認識を持っていませんので、各方面からの声を聞く中で、そういうふうにするべきことがあれば、してはいきたい、積極的に取り組んでいきたいというふうを考えておりますけれども、ほかについては余りこういうふうにしましょう、ああいうふうにしましょうということは申し上げないでいいのではないかと、こんなふうを考えています。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ガスを使っている町というのは非常に少ないですから、長南町はガスも有効に使いながら、運営しながら電力を抑えて節減対策をしているとかニュースに乗るようないいものに、もし、そういうアイデアが浮かびましたら宣伝材料に使っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

平成23年第4回長南町議会定例会を閉会します。

（午後 4時40分）

◎町長あいさつ

○議長（松崎 勲君） なお、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） どうもお疲れさまでした。

この後、議会と執行部のほうで会合がございます。そのとき、また改めてごあいさつをさせていただきますが、ご報告を1点させていただきます。

報告というのは、今、広域で生ごみを処分いたしております。その焼却灰の関係でご報告いたします。

実は、この関係につきましては、今月6日に広域の定例議会がございました。そして、議会の終了後、広域議会の全員協議会をお願いをし、管理者から、また担当から報告したものでございますので、それを今日、松崎議員さんと議長さんから、藤見のほうで報告せいということでございますから、報告します。

実は、今まで燃していたごみは、灰が1日に25トンぐらい出るんだそうです。そのうち3.5トンが飛灰、細かい灰です。残りが主灰ですけれども、その主灰は本納のほうになりますか、新治ですか、あそこへ持って行

って埋め立てしています。それで3.5トンの飛灰については、市原エコセメント株式会社をお願いをして、1日3トンぐらいセメントにしているわけです。その市原エコセメントで、処理場から出る水を放射能の測定をしたら、とにかく国が示した目安の15倍の放射性セシウムが検出されたんだそうです。これは県下のやつが全部あそこへ行っていますから、長生のやつが出ていると限りません。それに対して千葉県が11月2日に操業停止をかけたわけです。もう1カ月になります。そうすると、広域のほうも灰は向こうへ持って行けませんから、今、倉庫の中へしまっています。倉庫の中へしまうのが大体暮れいっぱい持たない。そのうち駐車場のほうへ置くということですが、いずれにしてもそういった状態でございます。これで今日あたり昼間のニュースで、確か我孫子市だったと思いますが、我孫子市のほうも市原のほうでやっているんですが、できなくて、九州のほうへ行行って貨車で返されたというようなことを言っていましたけれども、千葉県が今そういったことです。これは、今、全国的に困っています。それが今、長生広域でも出ているということで、11月24日にこの経費については、余り言いたくないけれども、東電、原因者が負担すべきだということで、知事のところには郡内の首長で行ってお願いはしてございますが、経費のことももちろんありますが、とにかく量が毎日3.5トンぐらいたまっているということでございます。ただ、千葉県知事がやれと言えども動くんだそうですが、まだ15倍ほど出ているということですから、できるだけ早いうちに解決するように願っているわけでございます。実態がそうだということをご報告申し上げておきます。

○議長（松崎 勲君） 皆さん、長期間にわたりご協力ありがとうございました。また、ご苦勞さまでした。

（午後 4時45分）